

電気生ごみ処理機購入助成金の申請、交付について

※令和7年度より、内容が一部変更となっています。

(1) 助成金について

① 助成を受けるための要件（※下記の全てを満たす必要あり）

- ・市内に居住している世帯であること。（事業所等は除く）
- ・市税を滞納していないこと。
- ・購入した処理機を設置し、適正に維持管理できること。
- ・過去に電気生ごみ処理機の助成金交付を受けていないこと。
- ・処理機を設置した後、使用状況の調査等に協力できること。



② 1世帯1個まで

③ 助成金は、

- ・税抜き本体価格の2分の1、10,000円が限度となります。（その際、100円未満の端数は切り捨てとします。）
- ・消費税及び地方消費税、運搬設置等にかかる費用は自己負担（助成対象外）とします。

(2) 申込から助成までの流れ

① 「募集・申込」

4月1日（土日祝の場合は翌開庁日）以降に募集を行います。
⇒ 1ヶ月程度の受付期間を設けて募集を行います。



② 「抽選」

応募者多数の場合は「抽選」となります。必ず事前受付をしてください。
また、応募状況により、別期間を設けて追加募集を行うことがあります。



② 「(抽選)仮決定」⇒「購入」

（応募者多数の場合は抽選後）仮決定された申請者に対し、関係書類〔販売店一覧、申請書（販売証明書）〕を郵送します。希望により、電子メールで送信することもできます。「申請書（販売証明書）」を販売店へ持参し、購入の際に「申請書」の裏面「販売証明書欄」に記載、押印をしてもらいます。あわせて釧路市税の完納証明書（課税がない場合、滞納なし証明）を必ず用意してください。



③ 「申請」⇒「審査」⇒「請求」⇒「助成」

「申請書（販売証明書）」「完納証明書」を環境事業課に提出していただきます。市では、これらの書類で購入の審査をし、「交付・不交付決定通知書」と交付の場合は「請求書」を送付しますので、下記まで提出していただきます。「請求書」を受け取り後、本人指定の口座に購入助成金を振り込みいたします。

(5) その他

- ① 申請書と請求書に押す印鑑は同一のものでなければなりません。（ゴム印は除く。）
また、請求書に捨印を押印してください。
- ② 購入後、自己都合による返品は応じられません。また、転売は禁止します。
- ③ 申請書を受け取ったら、早めに購入し、提出してください。申請書を受け取る前に購入した場合は無効となります。
- ④ 市内の登録販売店での購入が条件（インターネット購入などは対象外）となります。

【応募・問合せ先】

〒085-0001 釧路市古川町28番地 釧路市市民環境部環境事業課 廃棄物対策係
☎ 31-4551（直通） メール：ka-haikibutu@city.kushiro.lg.jp

関係書類及び手続きの流れ

<関係書類>

電気生ごみ処理機購入助成金交付申請書（様式第2号）

電気生ごみ処理機購入助成金交付・不交付決定通知書（様式第3号）

電気生ごみ処理機購入助成金交付請求書（様式第4号）

<手続きの流れ> ※番号1→8の順に手続きをします。

